

## 1 村田文明議員

### 1 令和5年度町政執行方針及び教育行政執行方針について問う



## 1 令和5年度町政執行方針及び教育行政執行方針について問う

木村清彦町長並びに三浦宣彦教育長より、町政執行方針並びに教育行政執行方針が示されました。両方針は本年度一年の岩内町の取り組みの全体像を示す地図であるとともに、未来へとつながる羅針盤としての側面も持つ重要な方針であります。その中で木村町長は町の方針を5つの大綱として、それぞれを岩内町総合振興計画に沿って取り組んでいくとしています。それぞれの大綱を実現するには、現在の役場組織において部課を越えた協議や連携が必須であり、議会においても各委員会単独では十分な議論を尽くすことが難しい状況です。そのことから本一般質問においては、役場組織全体で横断的に協議すべきことを中心に質問します。

日本全国において人材不足が深刻化しています。本町においても例外ではなく、人づくりには継続的で長い時間と高い質が必要なことは誰しもが認めるところであります。

地域を支える人づくりに関わる事業として、令和5年4月には新たな保育所と併設される地域子育て支援センターが開所されます。出産から幼児期の子育てに対しての有用性が明らかになるとともに、コロナ禍により出生率の低下が危惧される中において、これから子育てを考える町民にとって不安を取り除き、出産・子育てに希望をもつ一助として期待されています。

また、令和8年度の新設に向けて進む小中一貫義務教育学校においては、実施設計を本年度中に終え、いよいよ本年9月より建設が進むと示されています。開校までには制服からはじまり、校則、PTA組織やコミュニティ・スクール、平等な学びの実現、岩内高校との連携について等の様々な事項について検討と決定が必要となります。とりわけ、学校像として目指す、ふるさと岩内を愛し、志高く夢の実現に向かう子ども達を育てるための具体的な教育方法・プログラムや取り組みについての検討と決定は開校までのスケジュールを鑑みるに急務であります。

未来を創る子ども達への取り組みが希望の持てる方向へと進む一方で、今を支える人材育成については不安や危惧する事項があります。特に岩内町役場職員の離職に関する事や地域おこし協力隊の定住について4項目の質問です。

1つ、過去10年間の定年以外の退職者数はそれぞれ何名か。

2つ、退職の事由を整理した場合に、上位の3つの事由は何か。退職者の申告事由と、町の分析による事由のそれぞれは何か。申告と分析を踏まえた改善策は。

3つ、1 on 1の面談や専門家とのカウンセリング等、職員の心のケアや職場改善につながる取り組みについて、今までの取り組みと、令和5年度の新たな取り組み並びに関連する予算は。

4つ、これまでに離任した地域おこし協力隊の人数と本町への定住人数は。また、その定住実績について町としての評価と改善策は。

地域を支える医療・介護・福祉の中で、岩内町健康寿命延伸プラン、仮称、の策定が示されています。健康寿命延伸プランは次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成等、疾病予防・重症化予防、介護予防・フレイル対策、認知症予防等を目指すために厚生労働省が取り組みを推進しており、策定のいかんが、これからの町の取り組みについて国が支援するかを決定する重要な計画と認識しています。本町においては疾病率が高い状況であることから、健康診断の受診率向上に重点をおいています。しかしながら、健康寿命延伸プランでは疾病の早期発見より前の段階である、未病のための生活習慣について高齢者だけではなく、全世代に対して講じるべきとしています。策定にあたり以下4項目の質問をします。

1つ、令和4年度まで、毎年度の町政執行方針の中では、身近で安全に運動ができる環境の整備とあります。しかし、令和5年度には毎年繰り返した文言がなくなっているのは何故なのか。また、策定される岩内町健康寿命延伸プラン、仮称、には盛り込まれるのか。

2つ、町民より望まれている運動できる環境整備として、薄田通りの歩道、道道268号線の横断歩道や信号機の新設、森林公園や円山展望台の整備、細かな町道の除排雪等や冬期間でも安全に運動できる施設等が挙げられています。今後の展望は。また、立地適正化計画での検討は行われるのか。行われる場合にその方法は。

3つ、健康寿命延伸プランと並行して国が進める医療・福祉サービス改革プランは策定するのか。ICTの活用等のデータヘルス改革についてはどのように進めるのか。

4つ、地域の特色ある給食メニューの提供、漁業・農業や食品加工業との商品開発による食への関心と理解促進等、食育により子どもの健康を進めるにあたり、町としてどのように取り組むのか。

地域を支える経済力の中で、道の駅いわないにつまましては、将来的な再開発を視野に入れ、と示されています。共和町へ高速道路が延伸する中で、共和町の道の駅が先に新設された場合に、本町に対する道の駅の需要が大きく減退するのではとの危惧は過去の質問で述べたが、いよいよ共和町が新設に向け始動した現在においてその深刻さは増しています。これらの見通しを踏まえて1項目の質問です。

1つ、道の駅のあり方については、以前の答弁で今後策定する立地適正化計画によって明らかにするとされました。コンパクトシティに向けて町の全体像を見据えた上での決定が必要であると伺っていたが、他方で海水浴場の設置の話も聞こえています。いずれに設置するにしても、海は岩内町の最も際になることから立地適正化計画を待たずに設置を目指すのにはそごが生じます。そこで、道の駅に関しても同様に、道の駅あり方検討委員会を速やかに設置し、そして定期的開催することが望ましいと考えます。令和5年度の委員会の設置と開催の予定は。

岩内町は北海道初の水力発電発祥の地であり、隣接町村において原子力発電、陸上風力発電が行われています。再生可能エネルギーが注目され、カーボンニュートラルが推進される中であって本町はその最前面に立っていると考えます。

原子力発電に関しては、エネルギーミックスのベースロード電源として泊原子力発電所の再稼働に向けた動きが活発となっているほか、洋上風力発電については、岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進組合の一員として、促進区域の指定に向けて努めると示されています。

以上を踏まえて、地域を支える安全・安心に関わる事項として2項目の質問です。

1つ、コロナ禍、ロシアによるウクライナへの侵略等の世界的な情勢不安は深刻です。それらの影響の中でも電気料金の高騰は町民の生活を脅かす水準であると考えます。電気料金高騰を低減するためにも泊原子力発電所の再稼働を望む声が増えていることは、メディアの調査等にも表れています。しかしながら、再稼働に向けては安全・安心が大前提であります。安全の確保には、町政執行方針にあるように、事業者に強く求めるだけでは足りません。国に対して、国が主体的に行動するように町として要望すべきと考えますが、町の見解は。

また、女性や高齢者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や障がいのある方の避難や避難所に関して不十分であると考えます。避難計画の見直しのほか、要配慮者、とりわけ要介護者や障がいのある方等の避難行動要支援者が安心して避難できる個別の避難所整備を、同じく国へと要望すべきと考えますが、町の見解は。

2つ、洋上風力発電については、危険性や生態系等の自然環境はもちろん、漁業者への影響等についてアセスメントを行うとされています。その実施する主体と実施業者、具体的な内容は。また、地域に安全・安心に関わることも含めて負担がかかります。そこには相応の利益が担保される必要があります、推進は利益があると判断されてからと考えるが、明確な利益は何であると認識しているのか。

令和5年度の主要な施策は1から4まで5つの大綱に沿って立てられています。しかしながら、令和4年度の町政執行方針から加わった、岩内町セールスプランの推進については項立てされていません。更には、ほんの6行と最小行数での記載であるにも関わらず、その内容は多岐にわたり、しかも抽象的な表現に留まっています。以下1項目の質問です。

1つ、岩内町セールスプランの推進について、令和4年第1回定例会の志政クラブ代表質問により具体的な内容が明確にされたにも関わらず、主要な施策の5として項を記さないのは何故か。また、令和5年度の具体的な内容と、今後の進め方、並びに令和5年度の予算で該当するものは何か。

## 【答 弁】

### 町 長：

1 項めは、過去 10 年間の定年以外の退職者数についてであります。

平成 25 年度から令和 4 年度末までの退職予定者を含む、年度別の人数でお答えいたしますと、平成 25 年度は 4 名、平成 26 年度は 8 名、平成 27 年度は 5 名、平成 28 年度は 3 名、平成 29 年度は 4 名、平成 30 年度は 5 名、令和元年度は 8 名、令和 2 年度は 6 名、令和 3 年度は 7 名、令和 4 年度は 11 名であります。

2 項めは、上位 3 位までの退職事由と町の分析による事由、また、その申告と分析を踏まえた改善策についてであります。

平成 25 年度から令和 4 年度末までの退職事由、上位 3 位につきましては、第 1 位が自己都合で 35 名、第 2 位が勧奨による自己都合で 17 名、第 3 位が特別職就任による自己都合で 4 名であります。

また、町の分析による事由といたしましては、自己都合を退職事由とする者の詳細な事由については、個人のプライバシーに関わる部分でもあり、事由は個人により様々であります。近年の傾向では、男女を問わず若年層の退職者数が増えており、その主な要因としては、自分の健康面の心配や、職場の雰囲気・人間関係に馴染めなかったことのほか、終身雇用にこだわりを持たない労働価値観や、生活基盤の都会志向などによるものと考えております。

したがって、こうした現状を踏まえた改善策といたしましては、職員一人ひとりが心身共に健康で、その能力を十分に発揮するための総合的なメンタルヘルス対策やハラスメントの防止、働き方改革の推進、更には、前向きに気概をもってまちづくりに取り組む志を持った職員の育成と能力開発などに、これからも積極的かつ継続的に取り組んでいくことが必要であると考えております。

3 項めは、職員の心のケアや職場改善につながる、今までの取組と、令和 5 年度の新たな取組及びその関連予算についてであります。

職員の心のケアや職場改善につながる取組といたしましては、岩内町費職員安全衛生委員会の事業計画に基づき、ストレスチェックの実施とその結果を活用した職場内の意見交換のほか、高ストレスと判断された職員への産業医等との面談の勧奨や、全職員対象のワーク・ライフ・バランスやメンタルヘルスのセミナー、産業医を囲んだ若手職員座談会などに、継続して取り組んでいるところであります。

また、令和 5 年度の新たな取組とその関連予算につきましては、職員の自己理解と他者理解を深め、風通しの良い職場づくりを狙いとしたワークショップ形式による組織力向上研修を開催する講師謝礼を総務費に計上しております。

いずれにしましても、こうした全庁的な取組に加え、日常におけるきめ細やかな相談対応などを通じて、より働きやすい職場環境の整備・充実に向けて、引き続き取り組んでまいります。

4 項めは、これまでに離任した地域おこし協力隊の人数と本町への定住人数は。また、その定住実績について、町としての評価と改善策は、についてであります。

平成 30 年度より導入しました地域おこし協力隊につきましては、これまでに 9 名を任用してきたところでありますが、そのうち離任者は 4 名であり、その内訳として、3 年間の任期満了による離任が 1 名、任期途中での離任が 3 名

であります。

残りの5名については、現在も隊員活動の継続中ではありますが、そのうち2名の隊員については、新型コロナウイルス感染症により活動に大きな制約を受け、令和元年度から令和3年度までに任用された者に限り、2年を上限として任期延長の特例制度が総務省に認められたことから、当該制度を活用し、任期を延長しているところであります。

そのため、協力隊員の任期満了後に、定住に結びついた隊員は現在のところまだおりませんが、任期を延長している隊員の一人は、地域おこし協力隊員起業・事業継承支援補助金を活用し、令和3年12月に、退任後の起業に向けてフィットネスジムを開業しており、若い世代の女性客を中心に、徐々に客足を伸ばし、退任後の自立に向けて精力的に取り組んでおり、また、地域農業支援員においても、就農と農家民泊の実現に向けて必要な資格を取得するほか、地元農業者とも良好な関係を築きながら、退任後の自立に向けて精力的に取り組んでおり、将来的な定住が見込まれることから、一定の導入効果があるものと評価しております。

今後に向けた改善策につきましては、この効果をより一層高めるためにも、協力隊員が当町の豊かな自然環境や、独自の歴史・文化、地域住民の温かさに触れながら地域協力活動に取り組み、地域住民とのより良い関係を構築することが必要不可欠であることから、隊員へのサポート体制を強化するとともに、任期満了後を見据えた明確な将来ビジョンを描き、計画的に実行できるよう、協力隊員との意思疎通を図り、丁寧なフォローアップに努め、より一層地域への定住・定着につなげてまいります。

5項めの、身近で安全に運動ができる環境の整備に関する文言の削除及び岩内町健康寿命延伸プランへの掲載についてと、6項めのご質問のうち、冬期間でも安全に運動ができる施設等の展望につきましては、関連がありますので併せてお答えいたします。

岩内町健康寿命延伸プランにつきましては、町民のライフサイクルに応じた健康づくりを推進し、疾病予防やフレイル対策等を総合的に盛り込むため、健康増進法に規定される健康増進計画と併せて、より実効性を持った町独自の事業プログラムを掲載することで、全町的な健康寿命の延伸を実現するためのものであります。

この計画策定の過程においては、身近で安全に運動できる環境整備として、既存の公共施設や、民間の運動施設等一年を通じて安全に運動ができる施設について、地域資源としての整理や、その活用方法についての検討を予定していることから、こうした考えにより文言を削除したものであります。

6項めは、運動できる環境整備の今後の展望はと、立地適正化計画での検討とその方法についてであります。

薄田通りの歩道については、これまで道道野束清住線から道道岩内洞爺線の区間、及び公園通りから西小学校の区間を整備し既設の歩道と接続しており、今後については、公園通りと道道野束清住線をつなぐ区間の整備を令和5年度から計画しているところであります。

道道268号岩内蘭越線の横断歩道や信号機の新設については、利用する歩行者・横断者の安全面などについて、道路管理者に要望の上、北海道公安委員会での設置についての判断がなされることとなります。

森林公園や円山展望台の整備については、森林公園では老朽化による安全対

策として、令和5年度に架空木道の撤去、春の森木橋及び池の木柵の改修を予定しているほか、円山展望台でも例年、展望台周辺、円山観音道、円山遊歩道の草刈りや案内看板の設置などに努めてきたところであります。

今後についても、円山エリアを訪れる利用者に森林浴や眺望を楽しんでいただけるよう引き続き安全管理に万全を期してまいります。

細かな町道の除排雪については、降雪量に応じて歩道の除排雪を行っており、今後についても現状の除排雪体制を維持し、冬期間における歩行空間の安全確保に努めてまいります。

次に、立地適正化計画での検討については、計画の策定を進める上で、公共交通ネットワークや歩いて移動できる範囲の中に暮らしに必要な機能が集積され、コミュニティ活動にも適したコンパクトな都市構造への転換を図るコンパクトシティの取り組みによって、歩行量が増大し、健康増進効果へと繋がるよう、居心地が良く歩きたくなる空間の整備の検討も重要であると考えております。

したがって、計画の取りまとめにあたっては、各地域の人口動態等の見込みや想定される災害リスクを踏まえつつ、生活利便施設の集積や居住の誘導、歩きやすい空間の整備、公共交通ネットワークの形成など様々な観点から関係施策との連携を図り、他の計画との整合性や相乗効果等を考慮した総合的な検討を進めてまいります。

7項めは、岩内町健康寿命延伸プランと並行して国が進める医療・福祉サービス改革プランの策定予定とデータヘルス改革の進め方についてであります。

医療・福祉サービス改革プランにつきましては、国が2040年を展望した社会保障・働き方改革本部を設置し、その中で誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指すため策定されたものであり、ロボットやAI、ICT等の実用化推進及びデータヘルス改革、シニア人材の活用推進、組織マネジメント改革、経営の大規模化・協働化といった4つの改革を通じて、医療・福祉分野の生産性の向上を図るため、国が方向性を示した改革プランであり、市町村の計画策定を求めているものではないと認識しておりますので、現時点では、町としての計画を策定する予定はありません。

また、データヘルス改革につきましては、医療・福祉・介護の3分野におけるデジタル化を通じた強靱な社会保障の構築を目的とした国のプランであり、町の進捗状況といたしましては、パーソナル・ヘルス・レコードの活用により、パソコンやスマートフォンを通じ、予防接種記録や各種健診データ等、自身の保健医療情報を閲覧・利活用し、自らの健康管理や、疾病予防に役立てるための環境整備として、システムの構築を順次進めているところであります。

8項めは、食育により子どもの健康を進めるための町の取り組みについてであります。

食育につきましては、食育基本法の規定に基づき、国が第4次食育推進基本計画を、北海道が第4次北海道食育推進基本計画を策定し、全世代の食育に係る方針を定めております。

町では、この国や北海道の計画に基づき、子どもの健康を推進するための食育として、成長や発達が著しく、生涯に渡る健康づくりの基盤となる重要な時期である妊産婦や乳幼児に対して、栄養士による離乳食をはじめとした栄養指導や、小・中学生に対しては、栄養教諭による食育授業のほか、岩内町食生活改善協議会による親子料理教室を開催するなど、食育に関する取り組みを進め

ているところであります。

こうした中、食育の推進につきましては、国の第3次健康増進計画骨子案において、食育に係る目標項目が新たに設定されたことから、町民の食育に関するニーズを聴きとり、国や北海道が策定する次期健康増進計画との整合性を図りながら、岩内町健康寿命延伸プランに登載し、食育を通じた健康づくりを推進してまいります。

9項めは、令和5年度での道の駅あり方検討委員会の設置と開催の予定は、についてであります。

道の駅に関する検討につきましては、平成27年度に道の駅検討会を設置し、今後の道の駅のあり方や再整備についての方針を検討する場として、外部有識者を招いた勉強会の開催や、関係者による意見交換などを実施してきたところであります。

令和2年度以降につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催を控えておりましたが、今般の感染症分類の緩和など、社会情勢を鑑み、令和5年度においては道の駅検討会での議論を再開し、定期的な開催を予定しているところであります。

また、道の駅の整備につきましては、現在、町が進めている岩内町立地適正化計画や産業振興プランとも大きく関連することに加え、これら計画策定に関わる団体や委員の重複もあることから、それぞれの目的や役割などを共通理解し、取り進めてまいります。

10項めは、泊発電所の安全確保には、国が主体的に行動するよう町として要望すべきと考えるが、町の見解はについてと、避難行動要支援者が安心して避難できる個別の避難所整備に係る国への要望についてであります。

泊発電所においては、何よりも安全性の確保が最優先であり、原子力の安全規制を担う原子力規制委員会と、我が国におけるエネルギー政策上の位置づけを担う経済産業省を切り離すことで、世界一厳しいとされる原子力規制委員会による厳格な審査が継続して行われなければならないものであります。

こうした中、国への要望については、全国知事会や全国原子力発電所所在市町村協議会を通じて行っておりますが、泊発電所の再稼働については、国及び事業者による適切な判断がなされ、安全性が確保されているか、引き続き注視してまいります。

次に、避難行動要支援者が安心して避難できる個別の避難所整備についてであります。

避難所の開設については、発災当初は緊急的に、一般避難者と要配慮者どちらも受け入れ可能な避難所を開設し、その後避難所内において、一般避難者と要配慮者のエリアを分けるなど、配慮を行うこととしております。

そうした対応の中で、要配慮者の数が多くなり、避難所内のスペースが不足するなど、要配慮者のための二次的な避難所を開設する必要があると判断した場合、指定福祉避難所の公示及び開設を行うこととなります。

また、指定福祉避難所が不足した場合には、旅館・ホテル等の借り上げにより対応することとしていることから、避難行動要支援者のための個別の避難所の必要性は理解しているものの、現時点で国の補助制度の活用等も含めた国への制度創設への要望は考えていないところですが、避難時の避難行動要支援者への対応や、要配慮者の方々に寄り添った避難所運営について、引き続き努めてまいります。

1 1 項めは、洋上風力発電における自然環境や漁業者への影響等について、アセスメントを実施する主体と実施業者、その具体的な内容と、明確な利益は何であると認識しているのか、についてであります。

現在、当町を含む、寿都町、神恵内村、泊村、共和町、蘭越町の6町村、及び古宇郡、岩内郡、寿都町の3漁協で構成する岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進組合においては、事務局の寿都町から、国や北海道への情報提供を行い、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律、いわゆる再エネ海域利用法の規定に基づく促進区域への指定に向けた取り組みを進めているところであります。

洋上風力発電の導入にあたっては、環境影響評価法に定める環境アセスメントを行う必要がありますが、実施する主体及び実施業者につきましても、促進区域に指定されたのちに、国による発電事業者の公募が行われ、そこで選定された発電事業者が行うこととされております。

次に、環境アセスメントの具体的な調査項目内容としましては、海域による地域特性に応じた調査項目が選定されることとなりますが、これまでの先進地での一般的な調査項目としては、騒音、水の濁り、鳥類、海生哺乳類、魚類等の遊泳動物、底生動物、水中音、昆布やワカメなどの海藻草類、眺望などの景観が挙げられております。

次に、明確な利益は何であると認識しているかについてであります。当町は、岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進組合の6町村の中でも、唯一港湾施設を有する自治体であることから、洋上風力発電施設の建設時からの長期的な港湾利用が見込まれるところであり、中でも、洋上風力発電設備の建設における基地港湾につきましても、発電事業者が当該港湾を最大30年間貸し付けることが可能であり、長期的な港湾使用料収入や、発電事業者の事業所設置等における税収、雇用の創出などが見込まれますが、当町の港湾施設は、基地港湾として必要とされる、地耐力や水深及びヤード面積の確保が難しいことから、建設基地港湾を補完する港湾としての活用の意向を示しているところであります。

更に、建設後の定期的な運転管理と維持管理のための港湾として、当海域のみならず、近隣における海域の計画にも地理的な優位性を有していると考えております。

したがって、こうした港湾施設の活用が見込まれることによる発電関連事業者の企業立地や、継続的な港湾使用料、更には、雇用の創出や固定資産税、法人町民税などの税収効果などが期待でき、地元企業の受注なども考えられることから、経済的波及効果は大きいものと考えております。

これに加えて、洋上風力発電設備に対する固定資産税の税収が見込まれるほか、洋上風力発電施設の海域周辺に、割り石やコンクリートブロックを投入することによる新たな藻場の造成や、魚礁効果の事例も確認されていることから、漁業への効果も期待されているところであります。

いずれにいたしましても、洋上風力発電は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札として期待されていることから、寿都町を事務局とする岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進組合の構成6町村・3漁協が連携し、情報共有を図りながら、促進区域の指定に向け取り組んでまいります。

1 2 項めは、岩内町セールスプランの推進について、主要な施策の5として



記さないのは何故か。また、具体的な内容と今後の進め方並びに予算で該当するものは何かについてであります。

令和5年度町政執行方針につきましては、岩内町総合振興計画と連動し、地域を支える人づくり、地域を支える医療・介護・福祉、地域を支える経済力、地域を支える安全・安心、岩内町セールスプランの推進の5つをまちづくりの指針として示し、私の理念とする健やかなまちづくりに向けての基本姿勢、町政運営に取り組む主要施策の方向性を示し、地域内外の多様な人々の関係を深めながら、地域資源を磨き上げ、地域のブランド力を強化し、人々の関心や愛着を高め、訪れてみたい、住んでみたい、住み続けたいと思えるまちづくりを目指すものであります。

町政に臨む基本姿勢に掲げる岩内町セールスプランの推進につきましては、4つのまちづくり指針それぞれの取り組みにより、町の魅力を高め、地域内外に、包括的かつ積極的に発信していくことへの強い決意を表すもので、主要な施策については、他の分野と重複することから本項目には記載していないところであります。

この、岩内町セールスプランの推進の基本施策となる、新しいひとの流れをつくる施策を通じて、地域の魅力発信や積極的な地域間交流による関係人口の創出と拡大を図るほか、スポーツや文化の輪が広がる社会の形成の施策を通じて、町民の生涯スポーツの促進や心を豊かにする芸術文化に関心を持てる取り組みを推進し、つながり広がるコミュニティの醸成の施策を通じて、地域で暮らす全ての町民がつながることができるよう地域コミュニティの形成と多文化共生社会の実現を目指し、誰もが尊重され暮らしやすい社会の実現の施策を通じて、町民一人ひとりが尊重し合え、誰もが利用しやすく暮らしやすい町を目指していくものとしております。

これら岩内町セールスプランの推進の基本施策は、各主要施策方針の横断的な取り組みにより目的を達成できるものと考えており、地域内外の多様な人々の関心や愛着を高めるための予算を各主要施策ごとに計上しているところであります。

## < 再 質 問 >

地域を支える人づくりについて。

役場の離任者が令和元年から令和4年度の見込みまでの4年間で32名、その前の平成27年から平成30年度までの4年間で17名と188%の増加率となっています。

この増加は明らかに問題があると思います。早急な対策が必要と考えます。職員の心のケアや職場改善に繋がる取り組みとして、ストレスチェックや産業医等との面談や勧奨、若手職員座談会、組織力向上研修を行うと答弁されました。

その他に、人事評価制度について、特に評価者への人事評価導入研修や人事評価訓練研修、職員の人事評価制度に対する重要性の認識を高めるとも以前の答弁の中で聞き及んでおります。

しかしながら、先に答弁のあった取り組みのほとんどが、役場内の職員が、同じく役場内の職員に対して行うこととなります。評価者の研修や訓練を行うと聞き及んでおりますけれども、専門家や専門事業者によらない取り組みは根本的に限界があると考えます。

また、先の取り組みは職員個人に対してであります。全国における一般的な役場退職理由としては、風通しの悪さ、コミュニケーションの不足、縦割りの組織、古い体制等、内部からでは認識しづらい組織全体に関わることも多く報告されています。

上記2つの理由から、手前みそではない外部機関や専門事業者等による取り組みも導入するべきです。

全国の事例としては、職員が個別に悩み等を専門事業者に相談できるメンタルヘルス相談業務委託の導入も見受けられます。

役場組織に関しても、組織診断やコンサルティングを行う事業者も増えてきており、その必要性和需要が高まっていることは間違いありません。

役場職員の離職率が一般企業に比べて10分の1と言われてきましたが、これからは増加することが全国的に危惧されています。人づくりは地域づくりの一丁目一番地でございます。岩内町役場の職員が心身共に健康で、安心して生き活きとして、前と上に向かって働けるシステムと環境づくりが、木村町長の掲げる5つの大綱にあるとおりに、1項めとして最初に取り組むべきことであり、しっかりと予算をつけるべき事と考えます。

これまでに外部事業者への委託は検討したことはあるのか。検討されていた場合はどのような内容と結論となったか。導入することのメリットとデメリットをどのように考えるか。導入を阻む要因としてどのようなことがあるか。

また、地域おこし協力隊に関して、9名の隊員のうち4名が離任。定住、定着者が0名ということは、離任率が44.4%、定住率は、定着率は0%となります。このことから地域おこし協力隊の心のケアについても早急に対策すべき事と考えます。町外から着任した地域おこし協力隊員は、とりわけ孤独や孤立を感じやすく、場合によっては役場ともあつれきが生じやすいと指摘されています。地域おこし協力隊こそが細やかな第3者である外部機関や専門事業者によるケアを受けるべきと考えるが、現状は。また、先に質問した役場職員のケアに対して外部事業者への委託を検討する際には地域おこし協力隊も対象とすべきと考えるが、町としてはどのように考えるか。

次に、地域を支える医療・介護・福祉について。

岩内町健康寿命延伸プラン、仮称、の策定の中で、身近で安全に運動できる環境整備として、既存の公共施設や民間の運動施設等1年を通じて安全に運動できる施設として地域資源の整理や、その活用方法について検討を予定しているとありました。

これらの事項に関しては、これから策定される立地適正化計画と岩内町都市計画マスタープランには反映されるのか。

次に、地域を支える安全・安心について。

平成23年の東日本大震災において問題となったことの一つに、障がいのある方等の避難や避難生活があります。岩内町においても想定される問題であり、特に岩内あけぼの学園は街区から離れているために避難する負担は大きく、また街区に近い避難所ではエリアを分けるなどで対応したとしても、福祉避難所としての機能が不足していると考えます。もちろん指定福祉避難所が不足した場合の借り上げ先についても機能の不足が危惧されます。

国土強靱化が示されて以降、国は避難所整備に対しての補助を大きくしている今こそ、誰一人として置き去りとするのではない安全で安心な岩内町のために、福祉避難所の検討と整備は必須と考えます。

また、現状の避難所の整備状況と避難計画において要配慮者、とりわけ要介護者や障がいのある方等の避難行動要支援者に起こりえるトラブルや問題はどのように想定、考察しているか。それを今後どのように解消していくのか。

地域を支える経済力について。

昨年11月に長崎県五島市の浮体式洋上風力発電を会派で視察しました。行政、地元漁業協同組合の方、メンテナンス業者等に話を伺い、また、メンテナンス港も見てきました。先ほど答弁のあった事項については、一定の利益のあるものの、地元での期待や評価が高いかについては疑問の残る見解となりました。町として先行している事例を精査し、数字に見える利益の調査は行ったのか。まだの場合は促進区域の指定を目指している現段階において、精査すべきと考えるが、どのように考えるか。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1 項めは、これまでにメンタルヘルス相談業務や、組織診断・コンサルティングについて外部事業者への委託は検討したことはあるのか。検討されていた場合はどのような内容と結論となったか。導入することのメリットとデメリットをどのように考えるか。導入を阻む要因にはどのようなことがあるのかについてであります。

職員のメンタルヘルスの対策といたしましては、これまでも産業医業務委託を締結し、産業医等との面談の勧奨や全職員対象のメンタルヘルスセミナーなどに継続して取り組んでいるところであります。

組織診断やコンサルティングに関する外部委託については、現在のところ検討しておりませんが、導入意義は認識しており、関連する取り組みとして令和5年度の新たな取り組みといたしまして、風通しの良い職場づくりを狙いとした組織力向上研修を開催予定のほか、庁舎内の管理職を中心に構成する岩内町行政事務改善委員会の中で組織体制の在り方や働きやすい職場環境の整備について、定期的に協議を進めているところであります。

今後におきましても、日常におけるきめ細やかな相談対応などを通じて、より働きやすい職場環境の整備・充実に向けて、引き続き取り組んでまいります。

2 項めは、地域おこし協力隊に関して、外部機関や専門事業者によるケアを受けるべきと考えるが、現状はについてと、町の外部機関や専門事業者によるケアについて地域おこし協力隊も対象とすべきと考えるが、町の意向はについてであります。

地域おこし協力隊員については、これまで地域おこし協力隊を募集や研修などを総括している札幌の民間事業者による地域おこし協力隊員育成支援業務の中で、道内の協力隊員が一堂に会す集合研修への参加や、町内における年二回の現地指導、地域協力活動のフォローアップやアドバイス等を行っていたところではありますが、これまでの支援業務の成果を踏まえて、地域おこし協力隊員の育成については地域の実情に応じたフォローアップが必要と判断したことから、今年度においては、地域協力活動の中で関係する地域住民からのアドバイスを参考にしながら、担当職員による隊員個々に応じた面談やフォローアップを行ってきたところであります。

また、地域おこし協力隊員に対する心のケアにつきましては、役場職員と同様にメンタルヘルスセミナーの受講勧奨のほか、令和5年度より、ストレスチェックを実施する予定であり、今後におきましても、管理職を中心に日常的なきめ細やかな相談対応など、地域協力活動を行いやすい環境づくりを進め、任期満了後の定住に繋がるよう努めてまいります。

3 項めは、身近で安全に運動できる環境の整備について、これから策定される立地適正化計画等に反映されるかについてであります。

立地適正化計画での検討については、計画の策定を進める上で、公共施設や民間の運動施設等も含め、暮らしに必要な機能が集積され、コンパクトな都市構造への転換を図るコンパクトシティの取組によって、歩行量が増大し、健康増進効果へと繋がるよう計画に反映させてまいりたいと考えております。

4 項めは、現状の避難所の整備状況と、要介護者や障がいのある方等の避難行動要支援者に起こりえるトラブルや問題はどのように想定、考察しているか。それをどのように今後解消していくのかについてであります。

町内の避難所につきましては、公共施設については、岩内町保健センターをはじめ、各小中学校など16施設を指定しております。このうち、要配慮者を受け入れる施設が6施設となっております。

また、避難行動要支援者に起こりえるトラブルや問題の想定については、要配慮者の方のトイレなどの時間を要する場面や、避難所の運営に携われないなど、一般の方との間に生じるストレスが主なものと考えられるところであります。

その解消につきましては、避難所開設時、要員の中に、保健師や福祉担当職員を配置するなど、可能な限り配慮できる体制を整えるほか、福祉・介護・医療・教育などの幅広い職域の関係者会議を毎年度開催し、課題の共有や防災訓練における協力体制の構築など関係強化に努めており、北海道や町が独自に実施している防災研修会への職員参加等を通じて様々な状況に対応できるよう研さんに努めてまいります。

5項めは、洋上風力発電における経済効果として、先行している事例を精査し、数字に見える利益の調査を行ったか。まだの場合は、精査すべきと考えるがいかがかについてであります。

洋上風力発電は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札として期待されていることから、寿都町を事務局とする岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進組合の構成6町村・3漁協が連携し、情報共有を図りながら促進区域の指定に向け、取り組んでいるところであります。

こうした中、ご質問にある利益の調査につきましては、具体的な促進区域における事業規模が定まらなければ、具体的な金額の算出は困難であることから、経済効果の検討には至っていないところであります。

今後におきましても、寿都町を事務局とする岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進組合において、具体の事業内容が見えた段階で、当海域と同規模の事例調査などを参考に検討を進めてまいります。